

個別事業運営規程

(目的)

第1条 個別事業は、首都圏土壤医の会の目的に沿ったものに限定して実施されるものであり、首都圏土壤医の会の発展に寄与することを目的とする。

(個別事業の審査)

第2条 個別事業の実施に先立ち、首都圏土壤医の会理事（以下、理事とする）を代表者とした事業の計画・趣意書を首都圏土壤医の会理事会（以下、理事会とする）に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2. 事業の計画・趣意書には、代表、個別事業事務担当（代表兼務可）に加え、計画時点での当該個別事業会員（正会員、準会員）および当該事業への協力者（個人・団体）を含めた名簿を提出する。

(個別事業の実施)

第3条 第2条で理事会の承認を得た個別事業につき、各種法令順守の下、第2条で提出された計画に沿った事業を実施する。

2. 事業内容の付加・変更については、事前に理事会へ申請し理事会の承認を得て実施しなければならない。

(法的責任)

第4条 租税課金・労働安全等その他一切の法的責任については、第一義的には個別事業各々の代表者および事務局がその責を負う。

(個別事業の活動報告)

第5条 個別事業の実施に際し、原則として毎月末締め翌月10日までに収支報告等も含めた当該活動報告を理事会へ提出し承認を得なければならない。

(個別事業の運営事務)

第6条 個別事業の運営に係る事務は、個別事業事務担当が担当する。

(会計)

第7条 個別事業の運営に必要な費用については、個別事業内での自弁とする。

(収益の取扱い)

第8条 個別事業における収益が発生した場合、納税・運営資金等必要経費・第7条での自弁負担額を差し引いた金額については、首都圏土壤医の会へ全額納付するものとする。

(個別事業の廃止)

第9条 個別事業の廃止は、個別事業の代表が理事会に報告し、理事会の承認を経て行う。

(その他)

第10条 個別事業運営規定に定めのない事項については、法令順守の下、別途理事会にて協議し定め、実施されるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、首都圏土壤医の会の設立の日から施行する。